

広島県告示第千二百三十九号

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定によつて、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成二十年一月一日から施行する。ただし、公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）第二条第二項に規定するその他の公衆浴場については、この統制額は適用しない。

なお、平成十七年広島県告示第千二百八十八号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、廃止する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

金額	区分
四〇〇円	大人 （二二歳以上の者）
一五〇円	中人 （六歳以上二二歳未満の者）
七〇円	小人 （六歳未満の者）